

【12月3日～9日は「障害者週間」】 市内の障害者団体が PR活動を展開します

市民福祉部
障害福祉課

直通 934-4830

12月3日から9日までの一週間は、障害者基本法に定められた「障害者週間」です。
この障害者週間を機に、広く障害者の福祉への関心と理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加の意欲高揚を図るため、市内の障害者団体が連携してPR活動を展開します。

- **要 旨** 沼津市では、昭和63年から「『障害者週間』市民の集い」を開催しています。今年も、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、昨年同様障害者団体が連携してPR活動を展開します。
- **主 催** 「障害者週間」市民の集い実行委員会
17団体で構成（市内の当事者の団体、家族会・支援者団体、障害福祉事業所）
- **と き** 令和3年12月3日(金)
- **と ころ** 沼津市役所
- **内 容**
 - **展示会（障害者団体の活動紹介等）**
団体の日頃の活動や障害者週間などについて紹介する展示を行います。
時 間：午前8時30分～午後5時15分
会 場：1階 多目的スペース
 - **販売会（ふじのくに福産品）**
市内の障害者就労継続支援事業所が生産する「ふじのくに福産品」を販売します。
時 間：午前10時00分～午後2時00分
会 場：正面玄関前 ピロティ
販売品 お弁当、パン、野菜、菓子、日用品など
 - **PR活動**
市内の商業施設等において、啓発ポスターの掲示等を行います。
- **問合せ** 沼津市役所 障害福祉課（支援係）
電話 055-934-4830 FAX 055-934-2631



Proud NUMAZU

つながろう! 広げよう! 思いやりの心

12月3日~9日は「障害者週間」です

だれもが自分らしく お互いを思いやり ともに生きるまち めまづ

ご存知ですか? 沼津市には身体・知的・精神に障害があり、障害者手帳を所持している人がおよそ1万人(市民の約20人に1人)います。

障害のある人が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していくためには、私たち一人ひとりが障害と障害のある人について理解し、障害のある人への配慮が広く地域で実践されることが必要です。

毎年12月3日から9日までの一週間は、障害者基本法により「障害者週間」と定められています。この機会に、障害のあるなしにかかわらず、すべての人が支え合い、自分らしく生き生きと暮らすことができる「共生社会」について考えてみませんか。

♥ 合理的配慮をお願いします ♥

障害のある人は、社会に存在するさまざまな障壁(バリア)によって、生活に困りごとを感じています。

障害のある人の求めに応じて、負担にならない範囲で困りごとを取り除くために協力することを、**合理的配慮**と呼びます。

自分にできることは何か考えてみましょう。



♥ 知ってくださいヘルプマーク ♥

ヘルプマークは、外見からは分からない障害のある人や妊娠初期の人などが、周りの人たちに配慮が必要なことを知らせることで、援助や支援が受けやすくなるよう作成されたマークです。

ヘルプマークを身に着けている人を見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。



「障害者週間」市民の集い実行委員会
沼津市

お問合せ：沼津市役所 障害福祉課
電話055-934-4830